

### 3-2-7\_継続雇用制度に関する協定書

全日本空輸株式会社（以下会社という）と ANA 労働組合（以下組合という）とは、継続雇用制度に関して、継続雇用制度に関する協定書（2017年6月30日付締結）に換え、次のとおり協定する。

#### 1. 対象者

4月1日時点において満59歳の一般職社員で、定年退職を迎える者のうち、就業規則に定める解雇事由または退職事由かつ人事規程 1-25「雇用延長再雇用嘱託社員就業規則」に定める雇用延長制度適用者に該当しない者であって、年1回の募集時期に本制度の適用を希望する者とする。

#### 2. 雇用形態

- (1) 満60歳到達時（誕生日の前日が属する月末）にいったん定年退職の後、あらためて1年ごとの雇用契約に基づく嘱託社員または他のグループ企業における有期契約社員とし、65歳の誕生日の前日が属する月末までの雇用とする。
- (2) ただし、「3-2-1\_雇用延長制度に関する協定書（2018年3月30日）」に従い、雇用業務領域と適用基準による共通適用基準、雇用業務領域ならびに領域ごとの個別適用基準を、共通雇用基準、雇用業務領域ならびに領域ごとの個別雇用基準とし、それらに照らし審査等所定の手続きを行い、上記雇用基準を満たさない者については、次表の生年月日に応じ、雇用の上限年齢までの継続雇用とする。

生年月日	雇用の上限年齢
昭和30年4月2日から昭和32年4月1日まで	62歳
昭和32年4月2日から昭和34年4月1日まで	63歳
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日まで	64歳

#### 3. 嘱託期間

- (1) 嘱託期間は1カ年以内とする。
- (2) 就労・通勤に支障のない健康状態（直近の定期健康診断で勤務制限がない就業区分1）にあり、本人が希望し、会社が必要と認める場合は嘱託期間の更新を行う。た

だし、満65歳の誕生日の前日が属する月末を超えて嘱託期間を更新することはないものとする。

#### 4.処遇

労働条件については、別紙（2018年3月30日改定）に定める。

ただし、転籍を行う場合は、当該グループ企業の諸労働条件に従うものとする。

#### 5.その他

嘱託期間の更新時においては、原則面談を行うこととする。

#### 6.適用

2018年4月1日より適用とする。

2018年3月30日

全日本空輸株式会社  
取締役社長 平子 裕志

A N A 労働組合  
中央執行委員長 岡田 稔